



15号  
2010年  
12月12日

## 社会の変化と2011年への期待

今年も年の瀬が迫ってきました。年末年始は否が応でも、家族団欒の場に出くわすことが多く、子どもと引き離された当事者にとっては、いつもにも増して辛い時期かと思えます。全国の100万人以上の非監護親が、この年末年始を同じ気持ちで過ごすことになるかと思うと、一刻でも早く法整備をとの願いが強くなります。

今年一年を振り返ってみますと、マスコミ各社での「離婚後の親子交流」の取り上げられ方にも変化が生じてきています。最近の出来事だけでも、NHK、週刊朝日、J-WAVEで肯定的な特集が組まれるなど、現状を世間に問う姿勢がみられ始めました。

これは一つの団体の努力によるものではなく、全国各地にある様々な団体の地道な活動の結果で、ぶつかる・つながる・広める、そうした一連の動きの中で、ネットワークが形成され、自分達が目指すものが明確になり、訴求力が上がってきたと言い換えても良いでしょう。そのネットワークをさらに拡大し、大きなうねりとするため、「親子の交流断絶防止法制定を求める全国連絡会（通称：親子新法連絡会）」が発足しました。当会も加盟し、他団体と協力して法整備への動きを加速させていくこととなります。

「別居・離婚後の親子が自然に会える社会」を実現するための活動が活発になれば、反対勢力も必死にそれを阻止するよう攻勢を強めます。しかしその根拠は、「貧困にあえぐ母親は、面会交流に応じる精神的余裕がない」「離婚後に父親面されることに抵抗感がある」といった自己本位的なものや、「DVの恐れがある」「婚姻時代の支配関係が復活する」など異質の議論にすり替えられたものがほとんどです。

監護親の意向で、親子交流の断絶が容認されるような未成熟な国は、今や他の先進国を見渡しても日本以外には見当たりません。子どもが教育をうける権利を守るための教育制度と、別居・離婚後の親子交流を保障する制度は、社会や保護者にその義務（責任）を負わせなければ実現しないという点で構図が似ています。両者に共通なのは、未熟な子どもに代って、大人の知恵として子ども達のために制度を整えていることです。実に簡単なことで、他の先進国では、そうした原則をきちんと法制化しています。

経済大国日本が、「子どもの最善の利益」に目をつぶり、野放し状態であることは他国から見れば奇異で、野蛮であるとさえ映ります。だからこそ、各国からハーグ条約批准の外圧がかかっているのです。この当り前のことを当り前にさせるための戦いが、来年正念場を迎えます。しかし、政治家は簡単には動いてくれません。当事者の声を無視できないぐらいにする必要があります。私たちにできることは、署名活動、実態調査への参加、地元選出国會議員への陳情などいっぱいあります。来年の年越しは、もはや当会不要で迎えられるよう、みんなで頑張っていきましょう。

（親子ネット副代表 藤田尚寿）

### 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒270-0027 千葉県松戸市二ツ木95 スタジオZ  
TEL&FAX 047-342-8287 e-mail : info@oyakonet.org  
HP : <http://oyakonet.org/>

会員 入会金500円・会費 2000円 郵便振替 00100-9-565411  
加入者名 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク



## 最高裁・高裁に要望書を提出しました！

親子ネットでは、家庭裁判所における親権者及び監護権者指定の判断基準の改善を求めて、最高裁判所家庭局・豊澤住弘局長、最高裁判所家庭局第一課・小田正二課長、東京高等裁判所・安部嘉人長官、大阪高等裁判所・大野市太郎長官宛てに、以下の要望書に参考資料を添えて提出しました。

### 要 望 書

私たちは、我が国の単独親権制度により離婚または別居後に子どもと自由に会えなくなるという現実直面し、我が子の健全な成長のため、別居中の親も子の養育にかかわる必要性を訴えて、諸外国並みの頻繁な子との面会や共同養育を実現する目的で、全国で活動を展開している団体のものです。

子どもを連れ去られた後に、親であるにもかかわらず実の子どもに会えないという信じがたい現実を突きつけられ、ある者は自殺し、ある者は配偶者を殺害し、ある者は子の連れ去り返しにより誘拐犯として逮捕されるなど、法制度の不備と家庭裁判所の不適切な運用による犠牲者が後をたちません。このような悲劇は、諸外国では起こりえません。

別添のDVDは、先般、放映されたNHKの「関西熱視線：なぜ親と子が会えないのか～離婚後の面会交流トラブル～」を収録したものです。本年8月20日に関西で放映されましたが、大きな反響があり、急遽、9月8日にNHKの「クローズアップ現代」にて、全国放送されました。

このように、親子の引き離しは、社会問題として認知され、国会では法制化の動きを着手したと聞いていますが、法改正には、最低でも半年はかかります。ご存知のとおり、子どもの成長は著しいものがあり、我々は、一刻も早く現状が変わることを切に望んでおります。

家庭裁判所における親権者及び監護権者の指定の判断基準が変わるだけで、何万人の引き離しにあってい親と子どもたちが救われます。是非とも、早急に、以下のとおり、家庭裁判所における当該基準の改善を図られることをお願いいたします。

- 1 現在、適用されている「乳幼児期の母性優先の原則」及び「継続性の原則」については、その基準の過度の尊重を改めること

我々が、判事でもある方に説明するのはおこがましいことであり、説明は省きますが、「母性優先の原則」は、「両性の平等」に反するという理由で、諸外国の多くで、現在は採用されていないということ、及び、「継続性の原則」こそが、片方の親による子の連れ去りと、子のもう一方の親からの引き離しを引き起こしている原因であり、「子の福祉」に明らかに反する行動を親が行うことを誘発する原則であることについて、十分に考慮していただき、今後の対応を検討していただければと思います。

- 2 「寛容性の原則」を採用すること

諸外国においては、主たる監護者を指定する場合には、「もう一方の親が子に会うことに対し、どれだけ寛容であるか」(Friendly Parent Rule)との基準が利用されることが一般的です。この原則を採用することで、自ずから、親と子の引き離しは解消されます。すなわち、親と子の引き離しを行う者は、当該原則に反する行為を行ったことをもって、親権・監護権がもう一方の親に移ってしまうためです。親権者・監護者指定にあたっては、この原則を「継続性の原則」に優先する運用に変更していただくだけで、多くの問題が瞬時に解決することになるでしょう。

- 3 「子の連れ去り行為」及び「虚偽の配偶者暴力(DV)の申立て」は、「子の福祉」に反する行為として、親権者・監護権者の指定においては、不利な推定が働くようにすること

2に掲げる原則が適用されるようになれば、「子の連れ去り行為」及び「虚偽の配偶者暴力の申立て」をする必要性は低くなりますが、これらの行為を行う者が全く居なくなる保証はありません。「子の連れ去り行為」及び「片親の子への接近禁止命令を目的とする配偶者暴力の申立て」は、子を片方の親から引き離す行為であることは言うまでもなく、正当な理由のない限り、親権・監護権の指定にとって不利とすることで、これらの行為を抑止することになることが期待されます。

以上につき要望致したく思いますので、何とぞよろしく御取り計らいの程お願い申し上げます。

#### 同封参考資料

- ・ DVD 1枚(NHK：関西熱視線：なぜ親と子が会えないのか～離婚後の面会交流のトラブル～：平成22年8月20日放送)
- ・ 関連する新聞記事等 1部

平成22年10月31日

親子の面会交流を実現する全国ネットーク 代表  
中央大学准教授 河邑 肇

# 解説：親権者・監護者の指定に関する裁判所の運用規準

親権を行わなければならない子どもがいる夫婦が離婚・別居する際に、どちらの親を親権者・監護者とするかの判断基準は民法に規定がありません。

親権者の変更に関しては、民法の第819条6項に「子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によって、親権者を他の一方に変更することができる。」とありますが、それでも「子の利益のため」と抽象的な表現のみに止まっています。そのため、夫婦間の協議が調わない場合に裁判所が親権者・監護者の指定を行わなければならないときには、実務として、以下に挙げた様な基準で判断すると言われています。

- 「乳幼児における母性の優先」
  - 「継続性の原則」
  - 「比較考量の原則」（養育環境の比較）
  - 「兄弟姉妹不分離の原則」
  - 「面接交渉の許容性」
  - 「子の意思尊重の原則」（満15歳以上の場合） 1
- 1.特別家事審判規則の第54条

日本は親権を行わなければならない子どもがいる夫婦が離婚する際に、必ず一方の親が親権を喪失する単独親権制度をとっているため、両者が子どもの養育を望む場合には、問題が悪化・激化する傾向にあります。夫婦が離婚・別居に至る過程で「子の連

れ去り行為」や「虚偽の配偶者暴力（DV）の申し立て」等による不当な親子の引き離しが行われると、両者の信頼関係が損なわれ、問題の解決や離婚後の協力体制づくりがより困難になるという問題があります。

それでもなぜ、親子の引き離しが起きてしまうのかということ、裁判所が親権者・監護者の指定を行う際に「継続性の原則」に重点を置いて判断していることが多いからではないかと考えます。

個々のケースにより事情は様々だと思いますが、親子の引き離しに遭っている当事者が父親だけではなく、母親もいることから「継続性の原則」は「乳幼児における母性の優先」よりも重視されるのだと私は判断しています。

「両親が離婚・別居しても両方の親と自由に会えることが子どもの利益に適う」ということが社会通念として浸透しているにも関わらず、親子の引き離しが親権者・監護者の指定に有利に働いているという現状には強い違和感を覚えます。

夫婦間のトラブルに巻き込まれてしまっている子どものためにも、今回提出された要望書がきっかけとなり、子どもの利益を最優先に考えた基準で親権者・監護者の指定が行われる様に裁判所の運用が見直されることを心から期待しています。

（サイトウ）

---

## オピニオン：日弁連にも倫理遵守の要望書を！

娘との引き離しにあって2年半。最初は妻が「1年で戻る」と言っていたし、そんな程度の問題だと思っていた。相手方弁護士嫌がらせが酷くなり、1年半経った昨年秋に、虚偽だらけの離婚訴訟が申し立てられた。慌ててネットで調べて、「我が子の会」や「親子ネット」に参加し、多くの人と話し合った。

単独親権で、面会の規則もなく、連れ去りも引き離しも罪にならないのは、立法、司法、行政すべての責任である。この分野に精力的な何人かの弁護士達は、異口同音に「法律と裁判所の問題」と主張している。

でも、なんとなくスッキリしない。それは...、個人的な内容であるにも関わらず、私の相手方の主張が他の被害者の相手方のものと非常に似通ったステレオタイプであること。まるで「離婚産業」とでも言うべきお決まりの手順で事態が推移している。こうなると、「法律の問題」、「裁判所の問題」だけで片付けることはできない。寧ろ、虚偽DVや引き離しといった法律の穴を利用して敵対離婚させ、慰謝料を積み上げて報復金を貪ることを目的とした、所謂「別れさせ屋」弁護士にも問題があると思うのが当然であろう。

その手の悪徳弁護士の被害者の命日に、この分野で精力的な活動をしている女性弁護士の講演会があった。「共同親権を目指す」という彼女の信念は正しい。しかし、法律を変えただけでは、充分ではない。

ドイツで家族法を研究されている方から、「共同親権と罰則が行き渡っているドイツでも、相手方に合わせない確信犯が10%いる」という話を伺った。このような「法の精神」に真っ向から対立する監護親に対して、遵法精神に沿ってガイダンスをするのが、法曹の専門家である弁護士の役目であろう。しかし残念ながら、引き離しのテクニックを教えて金稼ぎをする悪徳弁護士が数多いのが我が国の現状なのだ。

たとえ法律が変わっても、社会全体が法精神を理解し、受け入れなければ、悲劇は終わらない。そのために、日弁連に悪徳弁護士を矯正させる努力も求めたい。お手盛りの懲戒などではない、罰則のついた弁護士倫理規約を制定してほしい。

かけがえのない親子の時間を守るために。

（印旛一帆）

## 北から南から「引き離しNO!」の声! 全国に広がる親子ネットの仲間たち

9月26日の全国集会をきっかけに、全国各地に新たな組織が誕生しています。これは、全国に子どもに会えない親がいるということの意味しています。まさに、親子の引き離しという暗雲が、日本全国を覆っているのです。私たちの力を結集して、親子の交流に関する法律を整備し、数々の悲劇を生んできたこの暗雲を吹き飛ばしていきましょう。

### 親子ネット十勝：<http://tokachi.oyakonet.org/>

初めまして。親子ネット十勝の工藤です。私は月1回の面会交流の審判が下されているのに、元妻に無視され引き離しをされています。相手方が強硬に拒否すれば、裁判所で争っても親子の交流が保てないことを知り、法律を変えなければと思うようになりました。そんな矢先に、Kネットさんで「共同親権・共同子育てを実現するための法整備を求める請願」の署名活動を知り、平成21年末から署名集めを行いました。

その時に沢山の人に署名の趣旨を説明しましたが、裁判所の決定に従わないで子どもと会わせないことがまかり通ることを知っている人は、ほとんどおりませんでした。私自身も当事者になるまでは、日本での離婚後の子どもの扱いが理不尽で、子どもの人権などまるで考えていないとは知りませんでした。私は現状を多くの人に知ってもらうことが重要だと気がつき、自分の地元で組織を立ち上げ、啓蒙活動をしようと思い始めました。9月26日の親子ネット全国集会に参加した時に、支部立ち上げの誘いを受け、自分の思いを伝える良いチャンスだと考え、支部を開設しました。まだまだ経験不足の私ですが、親子の絆を断ち切られた子ども達や親達のために、精一杯やっと思っています。実は、引き離される前に私自身が引き離しを行ったことがあります。この相手側の視点も、今後の法案準備に役立てていきたいと思っています。

北海道幕別町に住んでいますので、東京での活動にはなかなか参加できませんが、地元十勝の当事者のための行動に力を注ぎます。親子ネット十勝と工藤稔を宜しく願います。

### 親子ネット魚沼：<http://uonuma.oyakonet.org/>

この度、発足する事になりました親子ネット魚沼の玉田です。

不当に連れ去り別居を強いられた子どもは、両親の離婚にプラスして大きな傷を負います。突然連れ出され、何もわからず、何も言えない無抵抗の子どもは、時間の経過と共に嘘や誤りの事柄でも、連れ出した親の言う事を素直に信じ、忠実に約束を守ろうとします。子どもの順応性に合わせ、別居に至るまでの経緯は全く問題にされず、行政機関、学校をはじめとした周囲の態度もそれに拍車をかけているようにも思います。

子どもは物ではなく、本来人格、きちんと権利を持った人間です。嘘で固め、親が自分を守る為のもの、離婚するにあたり優位に立とうと正当化する為のものではありません。表面上努めて普通に装っている子どもの、言葉に出来ない様子、悲鳴を聞こうと周囲の大人が努め、精神面でのケア重視もきちんと考える社会なら、不幸な子どもは少なくなるのではないかと思います。本来は立場の弱い子ども達の為に必要な法改正だと強く思うのですが、実際には離婚し問題に直面した当事者の問題として捉えられてしまいがちです。法改正実現に向けては離婚夫婦間の子どもの生の体験談が語られることが、多くの人々の心に響き、問題解決に向けての近道になると思います。親が離婚した子どももそうでない子ども同様に、自由のある生活環境の中、父母から愛情が注がれ受けられ健全な成長が出来る様に、活動に参加していきたいと思っています。

子どもの頃に辛い体験をされた方、愛しい子どもに会えない父母、祖父母の方々、辛い体験を分かち合い、生きる希望、喜びへと一緒に変えていきましょう。ご連絡をお待ちしております。

### 親子ネットTOCHIGI：<http://tochigi.oyakonet.org/>

はじめまして。このたび親子ネットTOCHIGI(栃木)の代表をさせていただくことになりました佐藤です。親子ネットTOCHIGIは、別居または離婚により会うことが難しくなってしまった親子が、自然に会うことができる社会の実現を目指し、親子の面会交流を実現する全国ネット(親子ネット)と連携しながら、当事者からの相談に応じ、情報の共有及びサポートをおこなっていきます。

また、県内から選出されている国会議員に対し、親子交流を促進する法案の成立や、公的支援制度の拡充を陳情していきたいと考えています。

現在の連れ去った者勝ち、そして自然な親子交流の妨げになっている単独親権の法制度に対して、個人の力は小さく無力かもしれませんが、当事者や支援者のみんなが集結して、一人一人が声をあげ行動を起こすことにより、「共同養育」、「共同親権」への移行を必ず実現することができると信じています。

みなさんと力を合わせて頑張っていきたいと思っていますので、ご協力よろしくお願い致します。

親子ネット静岡：http://shizuoka.oyakonet.org/

この度、親子ネット副代表で同郷の藤田さんよりお声掛けいただき、「親子ネット静岡」設立にあたり代表を務めさせていただくことになりました、村松一久と申します。

私は、今年7月始めに連れ去り、引き離しをされました。同居中は私が保育園のお迎えをしていましたが、別居1ヶ月後には、娘は妻によって保育園をやめさせられ、それ以降は多くの当事者の皆さん同様会わせて貰えず、当事者の方々から聞いていた事が初めて自分の身に実際に起き、「我が子に会えない」ということが事実なのだ気づきました。こんなことは、あっては成らない事です！日本の行政、司法の意味の無さを思い知りました。自分にも、夫として何か反省すべき点はあるはずですが、連れ去りや引き離しは絶対にしてはいけないことです。子ども達は別的人格なのだということを感じてもらいたいとの思いで、全国の皆さんと共に、時代にそぐわない法制度の見直し、共同養育の実現を目指して微力ながら声をあげていきますので、どうぞ宜しくお願い致します。

親子ネット沖縄：http://okinawa.oyakonet.org/

我が子と引き離されたことのある当事者の方ならわかると思いますが、突然子供と引き離され時、手が震えて仕事も手につかず、食欲もなく、眠れず、家庭裁判所や調停は建前上は子の福祉のためとは言っているけれど、会わそうとする気配はなく、孤独で、不安で、だからといって気軽に誰にでも相談できる問題でもない。本当に孤軍奮闘の状態、我が子と会いたいと思う自分自身がおかしいのだろうかと思えて来たりもしました。そんな時も、ただただ、我が子に会いたい。その思いだけで自分自身を奮い立たせてきました。同じ悩みを抱える沖縄の方たちに、少しでもその心の闇を取り除くことが出来れば、そして、当たり前我が子と会うことができ、我が子の成長に参加できるならと、新法制定の力になりたいという思いから親子ネット沖縄というかたちで、小さいながらも立ち上げさせていただきました。

今こそ、全国の同じ思いを持つ方たちが一つに団結し、新法制定、願わくば共同親権が実現するように力を合わせる時だと思います。建前だけの子の福祉のためではなく、本当の意味での子の福祉のために、政治政党の党派を超え、職業を超え、全国規模で力を合わせて我が子と当たり前に出会える成熟した社会にしていきたいと思います。何卒ご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。(新垣)



## 映画『From the Shadows』を みんなで応援しよう！

実の親が子を連れ去り困り込む、『子どもの連れ去り天国 日本』の現状を告発したドキュメンタリー作品です。

<http://www.fromtheshadowsmovie.com/japanese/index.html>  
アメリカ・ユタ州パークシティで開催されるサンダンス映画祭に出品される作品です。

DirectorのDavid Hearn(デイビッド ハーン)は、数年にわたり、東京を中心に引き離された親子の写真等を取り続けてきました。

この映画が映画祭で大きな話題になれば、世界各国からの日本批判が一層高まる可能性があります。

みんなで、応援しましょう！

集めよう！署名10000筆  
進めよう！意見書請願活動

## 人生にラポールを

「ラポール」とは、心理学用語で、互いに親しい感情が通い合う状態。打ちとけて話ができる関係。心理療法などでカウンセラーとクライアント間に必要とされるものをいいます。

5年ほど前、私は心理カウンセラー養成校に通いましたが、そこでカウンセリング実習時、クライアントとの間に早期にラポールを形成することが重要であると教え込まれました。

学校を卒業後、私は心理カウンセラーにはなれませんでした。いまだに人と(特に初めて)向かい合う時には頭の片隅で「ラポール」を意識してしまいます。なぜならそれは、カウンセリングの現場だけでなく、円滑な人間関係形成のためにも必要であり重要なものであるからだと思います。

ではどうすれば他者との間に、早期に、容易に、ラポールを形成できるのでしょうか。

「ラポールの形成に最も簡単な方法は、こちらが相手に好意を持つこと」とする説があります。こちらが相手に対して抱く好意や敵意、緊張などは自然と相手に伝わるもので、こちらが相手に好意を持っていれば、相手にもそれが伝わり自然とこちらに対して好意を持つようになるというものです。営業職やサービス業など、人と会うのが仕事という方々は自然と身についているのかもしれませんがね。

子どもと会えない当事者の中にも、遠目からでも子どもに会える唯一の方法として、子どもの学校行事に参加する人がいますが、担任の先生や校長先生と「ラポール」を形成でき、先生方から声をかけてもらえるまで関係を築けている人もいます。

弁護士とだって会社でだって、一番大切な子どもと会えた時だって、「ラポール」は人と人を結ぶ架け橋となるでしょう。本当は(元)配偶者との間に築きかけた「ラポール」...でも、こればかりは片方の努力だけで何とかなるというものでもありません。(元)配偶者との間で果たせなかったその分も、これからの人生で、より多くの人と「ラポール」を築いていけますように。



まだ間に合う...

## 『クリスマス企画 プレゼントの知恵』

子どもの誕生日やクリスマスくらいはプレゼントを贈りたいものです。けれど、居所不明、受領拒否、廃棄処分などのネガティブな四字熟語が心中に去来して、結局諦めてしまう方も多いことでしょう。ここに、当事者ならではの工夫やアイデアの一部をご紹介します。参考にしていただけると幸いです。

子どもにメールや手紙が送れる場合、「サンタクロースからの手紙/メール」としてクリスマスメッセージを送付することができます。手紙は、フィンランドからエアメールで届くものもあり、“サンタさんから”なので、同居親が受け取ったとしても、子どもへ渡してくれる可能性は高いのではないのでしょうか。ユニセフその他いろいろな業者が取り扱っていますので、ご希望の方は「サンタクロースからの手紙」で検索なさってください。メール、手紙、1通 1,500円前後です。メッセージ内容はよく考えて送りましょう。

学校の先生と、先の「ラポール」形成がなされていると、こちらの状況に応じた対応をしてくださる場合もあります。片親疎外が進んでいる当事者の一人は、プレゼントを担任の先生に預けて渡してもらおうとしても、子どもが受け取れないだろう、家に持ち帰れないだろう...等の状況を想定して、自分からのプレゼントということが敢えて子どもに伝わらない方法で贈り物をされています。女の子の誕生日には、鉢植えの花をクラスに飾ってもらうよう先生に預けたり、男の子の誕生日には、クラス全員で使えるボールを寄付したりというふうに。その先は先生におまかせですが、できれば進級時には、鉢植えの花はクラスで植樹してもらったり、ボールは何かの理由をつけてその子に持ち帰らせたり...そこまでしてくださるといいですね。そして、何年後に子どもが「あれはお父さんからのプレゼントだったのか」と気づく日が来ますように。

居所もメールアドレスも不明だという方もどうか気を落とさないで、子どものための口座を開設して、養育費とは別に、誕生日やクリスマスには、“プレゼントを買ったつもり貯金”をしていくのはいかがでしょう。また、誕生日・クリスマスカードに、その年の子どもに寄せる思いを書き記してストックしておくのも、再会できた時、子どもが「自分のことを忘れてなかったんだ、愛していてくれたんだ」と実感できて、親子関係の再構築を短時間で実現するのに一役かってくれるそうです。

家族の思い出の多いクリスマスにお正月...当事者にとっては一層切ない季節ですが、心が少しでもほっこりと暖くなるようなことがありますようにお祈りしています。

(鈴木裕子)

「バイバイを言わなかったケース」

阿部 マリ

バイバイは幼い子が最も反応しやすい言葉で、誰に対しても言える言葉です。ですから、幼い子に対して「バイバイ」と言えば、その子は滞りなく「バイバイ」と反応するのが普通です。子どもが「バイバイ」と言わないときには、何かメッセージがあるのかもしれませんが。

本件は、子が2歳のときに妻に連れ去られ、1年半ぶりに家裁の試行面接で会えたケースです。妻は別居後すぐに弁護士に離婚交渉を依頼しました。その弁護士の交渉方法が「まず離婚に応じること、離婚が成立すれば子に合わせる。離婚しないのなら子には会わせない。」というものであったことから、妻も「離婚するまでは子に会わせない。」と頑なになり、夫は「離婚後に会える保障はない。会えないなら離婚に応じない。」と対立し協議は整わず、家裁で離婚と面接交渉を併合で進めることになりました。

妻の弁護士は、子どもが精神的に不安定になるという理由で面接交渉を拒否しましたが、夫は慣らし保育にたとえて、最初は人見知りをして子どもは次第に慣れていくものだと主張し、試行面接を段階的に進めていくことを提案しました。

ありがたいことに、面接交渉をさせることに積極的な家裁のチームであったことから、試行面接へ向けて妻を説得してくれました。妻は試行面接には応じるものの、子どもは父親のことなど忘れていだろうから夫が子どもの父親だと伝えないし夫にも伝えて欲しくない、さらには父子で写っている写真も子どもに見せるなどということでした。

試行面接当日、面接の部屋で先におもちゃで遊んでいた子どもは、夫が入室しても無反応でした。夫は堪らずに「お父さんだよ」と声をかけたものの「わかんない」としか言わずこちらを見ようもしないので、二人で黙々とおもちゃを組み立てて遊ぶこととなりました。言葉は少なくとも、親子の交流に違いはありません。30分ほどの面接が終わり、夫が子どもに「バイバイ」と言っても、子どもはバイバイを言うという行動をなかなかとろうとしませんでした。

これは、子どもが父親だと認識しているからこそ、バイバイを言えなかったのだといえます。幼い子どもの無言のメッセージ、皆さんはどのようにお感じになりましたか？

(阿部オフィス代表)



## 【手帳にメモして】

### 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 定例会&忘年会

日時：12月19日(日) 13:00～

場所：中央大学後楽園キャンパス

問合せ：TEL&FAX 047-342-8287

### 親子ネットNAGANO相談会

日時：毎月第3土曜日 13:30～16:30

変更の際は事前にブログ等で告知。

場所：親子ネットNAGANO事務局（長野県白馬村）または電話相談（スカイプ対応）も可能。出張相談所の開設も可。

相談料：無料。ただし、運営協力費として1時間1,500円、1時間を超える場合は1時間毎に500円の加算、子どもからの相談は運営協力費は不要。

24時間前までに予約をお願いします。問合せ：kodomokenri@gmail.com

### 我が子に会いたい親の会 定例会

日時：1月8日(土) 14:30～17:30

場所：文京区立アカデミー茗台7階洋室

参加費：500円

### 第4回公開勉強会（仙台）

日時：2月5日(土) 14:00～16:30

場所：エルソーラ仙台 研修室

問合せ：<http://wagako.web.fc2.com/inquiry/inquiry.html>

### くにたち子どもとの交流を求める親の会定例会

日時：自助活動：毎月第1木曜日、

会議：毎月第3木曜日 19:00～

場所：スペースF（国立市中3-11-6）

問合せ：042-573-4010（スペースF内）

### SOS!会えない親子のホットライン

別居・離婚で子どもに会えなくなった親、親に会えなくなった子どもの相談に応じます。相談無料，秘密厳守。

日時：第2・第4火曜日 20:00～22:00

問合せ：042-573-5791（くにたち子どもとの交流を求める親の会）



## 【活動日誌】

- 10/23 親子ネット定例会
- 10/30 後藤富士子弁護士・青木聡先生 討論集会
- 10/31 最高裁・高裁・法務省民事局に要望書を提出(本紙2頁に掲載)
- 11/6 棚瀬法案検討会
- 12/4 親子ネット定例会
- 12/5 引き離された子どもたちにクリスマスプレゼントを！デモ

## 【マスコミ】

- 10/20 橋下大阪府知事「共同親権」発言：大阪府議会
- 10/22 親による子の奪取に関する共同声明：フランス大使館
- 10/29 馳浩衆議院議員ハーグ条約批准と国内法整備の質疑：産経新聞
- 10/30 A BLACK HOLE for Child Abductionデモ：Wikipedia
- 10/25 「離婚は縁切り」で子は幸せか：週刊東洋経済10月30日号
- 11/2 日米外相会談でハーグ批准が話題に：外務省HP
- 11/9 日本は親による子の奪取の惨劇を終わらせなければならない：ジャバントイムズオンライン
- 11/12 仁義なき親権バトル：週刊朝日11月19日号記事
- 11/12 妻に連れ去られた息子とオランダで再会：毎日新聞
- 11/13 日米間の連れ去り問題：週刊現代11月20日号記事
- 11/14 日加首脳会談でハーグ条約を議論：外務省
- 11/19 引き離し被害フランス人男性が自殺：駐日フランス大使館HP
- 11/19 公明党が共同親権制度導入でプロジェクトチーム：公明新聞
- 11/25 外国人家庭の争い解決へ府行政書士会が調停機関：asahi.com
- 11/29 親子交流・共同養育・子の連れ去り・引き離しの実態や法改正について考える：J-WAVE
- 12/7 日米外相会談でハーグ早期批准を再度要請：外務省

## 【編集後記】

今年も町中がイルミネーションに煌めく季節になりました。愛する娘との沢山の思い出のある季節です。本当なら、娘にプレゼントを渡し、笑顔でケーキを囲み、そして除夜の鐘、お雑煮、お年玉…。普通の国で普通の生活を送っていたら、今年も娘との思い出が積み上げられていたはずでした。皆さんも、きっと切ない思いで過ごされていることでしょう。

もう20年も前の話になりますが、結婚してすぐに1年間の派遣となり、アメリカの砂漠地帯で新婚生活を送りました。いろいろな思い出がありますが、巨大な柱サボテンまでが電飾で煌めくHoliday Seasonの華やかさと言ったら…。そして、陽気な仲間たちとのクリスマスパーティ。いまでもこの季節になると、当時のボスや同僚達から、クリスマスカードが届きます。あの頃の二人しか知らない彼らからは、「今でもMrsとラブラブかい？」とか、「Little Ladyは幾つになった？」と他愛ない言葉が添えられてきます。その言葉を読むことがこんなに辛いことだったなんて、引き離しを受けるまで想像すら出来ませんでした。だから、Merry & Happy! の文字を、素直に受け止めることは出来ません。心はいつもMisery & Hamperedなのです。

でも、今年は少し明るい気持ちになっています。これまでの皆さんの努力が実を結び、親子断絶防止の法律がもうすぐそこまで来ているのです。来年のこの時期には、愛する子どもとの再会を祝う仲間の姿が、日本中のあちこちで見られるのでしょうか。イルミネーションに照らされたどの顔も、満面の笑顔であることが眼に浮かびます。その日まで、くれぐれも健康には気を付けてお過ごしください。

Merry Christmas !

and A Happy New Year !

皆さん良いお年を！

(印幡)

## 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚しても離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用の改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。親同士が一緒にいても別れても、それは変わりません。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページやブログの運営の他、会報「引き離し」を隔月で発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加ください。

〒270-0027 千葉県松戸市二ツ木95 スタジオZ TEL&FAX: 047-342-8287 e-mail: info@oyakonet.org